

ワクチン職域接種の取組の推進

1 全庁を挙げた職域接種推進体制の整備

【推進の総括】（健康福祉部・企画県民部）

- ① 職域接種の取組や先進事例等の周知、情報共有
- ② 職域接種実施計画の受付
- ③ 各部が行う各業界・分野における職域接種の推進の取りまとめ、進捗管理

【具体の取組】（関係各部）

- ① 受付窓口・相談窓口の周知、先進事例の紹介など、関係団体等に対し、職域接種実施に向けた働きかけ（6/10 申請状況 45 事業所等）
- ② 県職員等の職域接種の実施

担当部	対象団体等
企画県民部	・ 県内大学・専修学校等による職域接種 ・ 県職員等の職域接種の実施(②)
健康福祉部	・ 福祉関係団体による合同職域接種
産業労働部	・ 商工会議所など中小企業等による合同職域接種 ・ 観光地等の地域による合同職域接種
農政環境部	・ 農林水産関係団体、環境(ゴミ処理等)関係団体の合同職域接種
県土整備部	・ 建設関係団体、運輸関係団体の合同職域接種
企業庁	・ 夢舞台等の関係団体の職域接種
教育委員会	・ 教職員等（県立学校等）の職域接種の実施(②)
警察本部	・ 警察職員の職域接種の実施(②)

2 県としての取組み

(1) 県の職域接種専用電話相談の実施

職域接種の流れや実施要件、申請内容にかかる相談、該当する省庁の案内や省庁との協議に際しての助言などを行う「職域接種専用電話相談窓口」の設置。(6/8)

- ・ 電話番号 078-361-1790
- ・ 開設時間 平日 9:00～17:30

(2) 医療従事者確保に向け、関係団体への協力の働きかけ

市町接種事業に影響を与えない範囲で、関係団体等へ協力依頼。

(3) 庁内職域推進対策会議の開催

職域接種の制度内容、スキームの共有、先進事例の周知、進捗管理等を行う庁内会議を適宜開催。

(参考1) 職域接種の概要

使用ワクチン	モデルナ社製ワクチンを使用
開始時期	令和3年6月21日より開始（自治体の判断で前倒しも可能）
接種会場、医療従事者の確保	自治体による接種に影響を与えないよう、会場や医療従事者等は企業や大学等が自ら確保
接種順位	職域接種対象者の中で優先順位を踏まえて実施。 高齢者、基礎疾患を有する者を優先的に接種
接種費用	職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種にかかる費用は同法に基づき支給
接種券	接種券が届く前でも接種可能。（接種券が発送された後は、企業や大学において本人から回収して予診票に添付、請求）

(参考2) 国説明会で示した実施要件

- (1) 医療人材・運営スタッフ等の人員体制、接種会場などは企業等が自ら確保。
(医療人材確保など、市町のワクチン接種事業に影響を与えないこと。)
- (2) 最低2,000回（1,000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本。
中小企業が商工会議所等を通じて共同実施や、下請け企業、取引先を対象に含めて実施すること、大学等が学生も対象に含めるも可能。
- (3) 企業の責任で、ワクチンを保管の上、接種できること。
- (4) 副反応報告などの必要な対応ができること。
- (5) 社内連絡体制・対外調整役を行う事務局を設置すること。

(参考3) 実施の主な流れ

- (1) 企業等で、接種実施計画(会場、接種回数、人員確保体制等実施方法)を策定し、WEBで申請
- (2) 県が、計画内容を確認し、国へ報告(記入漏れ、市町接種事業への影響確認)
- (3) 国が、申請内容を審査し、企業と協議しワクチン供給を決定(V-SYS 国代行可能)
- (4) 企業等が、職域接種を実施(VRS入力)し、市町(国保連)に接種費用を請求

